

宮津市における住民監査請求の手引

宮 津 市 監 査 委 員 事 務 局

1 住民監査請求って何ですか？

住民監査請求は、宮津市民の方が、市長等執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課、徴収、財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証明する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為の防止など必要な措置を講ずべきことを請求することができる。（地方自治法242条）

この制度は、市民の方の請求により、違法又は不当な行為を止めさせたり、改めさせたり、これによって生じた損害を回復させることによって、宮津市の行財政の適正な運営を確保し、市民全体の利益を擁護することを目的とするものです。

2 どのような場合に、監査請求ができるのですか？

監査請求をすることができるのは、次にあげるような宮津市の財務会計上の行為がある場合です。

- (1) 違法又は不当な公金（宮津市の管理に属する現金など）の支出
- (2) 違法又は不当な財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- (3) 違法又は不当な契約（購入、工事請負など）の締結、履行
- (4) 違法又は不当な債務その他の義務の負担（借入れなど）
- (5) 違法又は不当な公金の賦課、徴収を怠る事実
- (6) 違法又は不当な財産の管理を怠る事実

なお、上記（1）から（4）までの行為が行われることが相当の確実さで予想される場合も対象となります。

また、違法又は不当な財務会計行為によって、宮津市に損害発生の実態あるいは可能性があることが監査請求の対象となります。

また、上記行為のあった日又は終わった日から1年以上経過している場合（正当な理由がある場合を除く。）は、監査請求することはできません。

3 だれが、どのようにして監査請求をするのですか？

- (1) 監査請求ができる方は、宮津市内に住所を有する方です。
- (2) 監査請求をする事柄について、次のページのような書面を作成して申し出ることとなっています。
- (3) 請求の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面（事実証明書）を添付することが必要です。（例）公文書開示請求により開

示を受けた文書の写し、新聞記事など

(4) 申し出は、直接持参するか、又は郵送してください。

4 請求書は、どのように作成したらよいのですか？

請求書の様式例及び記入内容は、次のとおりです。

宮 津 市 職 員 措 置 請 求 書

執行機関・職員に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

次の事項について記載してください。

- ・ だれが（請求の対象となる職員）
- ・ いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか。
(前ページ2の監査対象事項をご覧ください。)
- ・ その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか。
- ・ その行為により、どのような損害を生じているか。
- ・ どのような措置を請求するのか。

2 請求者

住 所
氏 名

(自署)

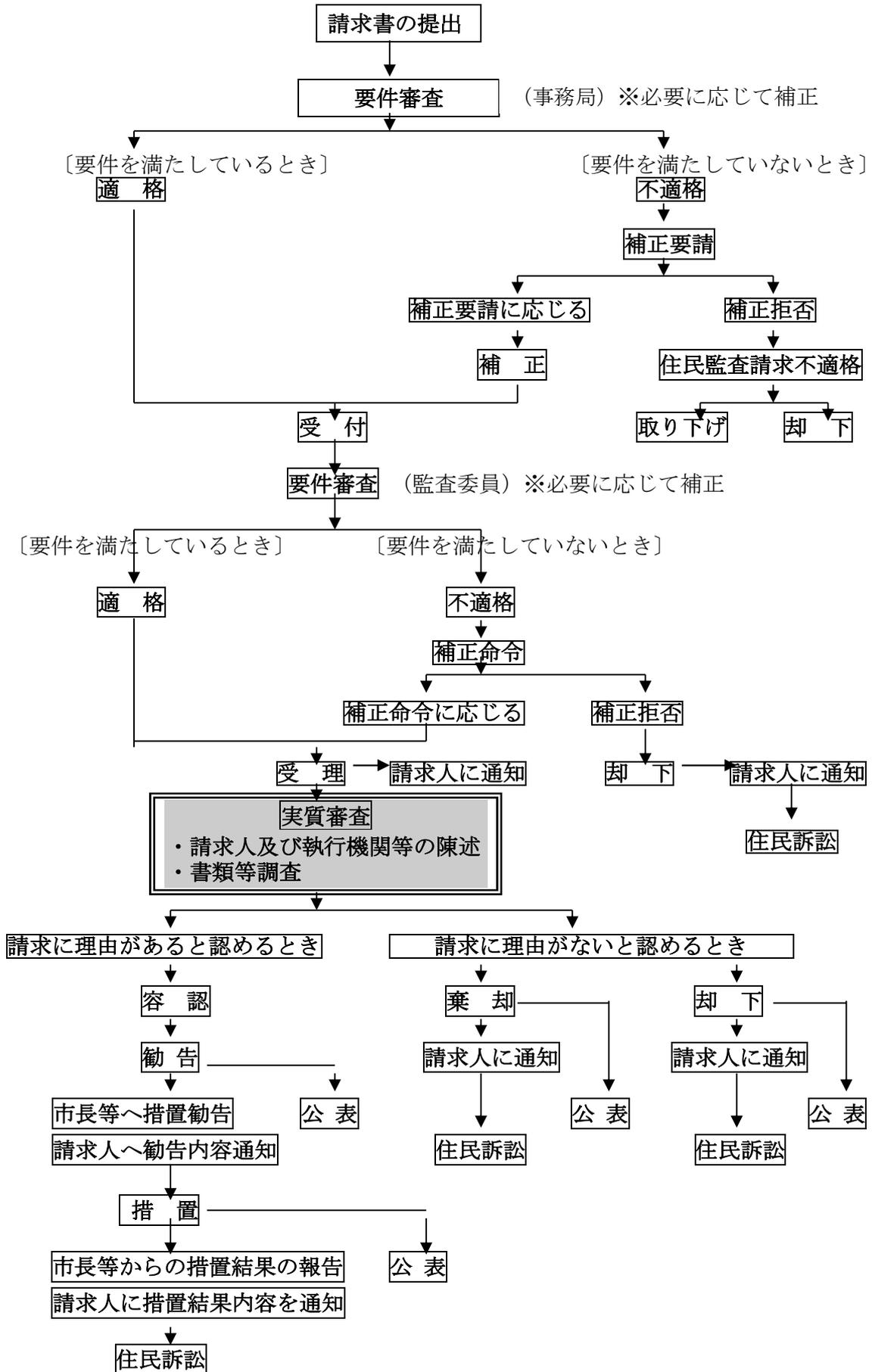
地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

宮津市監査委員 様

(注) たて書きでも差し支えありません。

5 監査請求の手続きは、どのようになっていますか？



6 請求の結果に不服がある場合には、どうしたらいいのですか

住民訴訟を提起して争うことができます。

住民訴訟を提起できる場合とその期間は、次のとおりです。

- ・ 監査委員の監査結果又は勧告に不服がある場合
監査の結果を受け取ってから30日以内

- ・ 監査委員の勧告を受けた市長等の措置に不服がある場合
措置結果の通知を受け取ってから30日以内

- ・ 監査委員の勧告を受けた市長等が必要な措置を講じない場合
措置期限の日から30日以内

- ・ 請求の日から60日以内に監査結果又は勧告の通知がない場合
60日を経過した日から30日以内

- ・ 監査を実施しなかった（請求が却下された）ことに不服がある場合
却下の通知を受け取ってから30日以内

項	目	○×欄	備考	
(1) 請求書は、法定の様式に従って作成されているか。 ・施行令 172② ・施行規則 13 別記様式	タイトル			
	執行機関又は職員の職氏名			
	請求の要旨			
	請求者	住所		
		氏名(自署)		
	請求年月日			
監査委員名				
(2) 住所の記載及び氏名の自署がなされているか。 ・施行令 172② ・施行規則 13 別記様式				
(3) 事実証明書は添付されているか。 (請求に係る事項の全部について添付の有無を確認) ・法 242①				